

# インボイス制度 自分には関係ないと思っていました！

青色申告会事務局に寄せられた質問を、事例としてまとめさせていただきました。

**事例1：私は売上が1,000万円以下なので、消費税の申告をしていません。インボイス制度は自分には無関係と思っていました。**

ところが、売上先が消費税の申告を行っていれば、私にインボイスの交付を要求させる場合があることを知りました。

**事例2：私は飲食店を営んでいます。個人のお客様ばかりですので、インボイス発行事業者の登録の必要はないと思っていました。**

ところが、事業者（個人や法人）が接待で飲食した場合、インボイスがないと飲食した金額の消費税分を差し引かず、その事業者が納付する消費税額が多くなることを知りました。インボイス発行事業者になるか検討してみます。

**事例3：私は不動産貸付業です。賃料に対する消費税は基本非課税ですので、インボイスは関係ないと思っていました。**

法人に店舗の貸付を行っており、賃料の消費税分をもらっています。法人が、消費税申告で賃料の消費税分を差し引くため、インボイスの交付を要求してきました。自分もインボイス発行事業者になるかの検討が必要なことを知りました。

**事例4：建設業を営み、消費税の申告を行っています。インボイス発行事業者の登録をします。それだけで他にやることのないと思っていました。**

ところが、私が消費税申告を一般課税で計算する場合、外注先からインボイスをもらわないと、自分の納付する消費税額が多くなることを初めて知りました。早速、外注先にインボイス発行事業者の登録をするようお願いします。